

仕 様 書

1. 件名

船舶六法等の購入

2. 納入品目、数量及び納入場所

別紙のとおり

3. 納入について

- (1) 令和7年3月31日(月)までに指定の納品場所に納入すること。また、納入に際し、事前に日時を調整すること。
- (2) 納入する物品は新品であること。
- (3) 納入にあたっては、当局職員の検査を受けること。また、検査の結果、全部または一部に不合格を生じた場合には、受注者は直ちに当該物品を引き取り、その代替品を指定した日時までに納入するものとする。なお、交換に要した費用は受注者が負担するものとする。

4. 請求及び支払い

- (1) 代金の請求は、履行終了後書面にて行うものとする。
- (2) 適法な支払請求書を受領した日から30日以内に指定銀行口座に払い込むことにより支払うものとする。なお、発注者の責に帰する事由により、支払が遅延した場合は、約定期間満了日の翌日から起算して支払日までの日数に応じて未払金額に年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5. その他

- (1) 契約金額には、納品場所への運送費等、納入に係る全ての費用を含むものとする。
- (2) 本仕様に基づく全ての作業において発注者が提供した業務上の情報は、契約期間はもとより契約終了後においても第三者に開示または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項、または契約履行上生じた疑義については、担当者と協議を行い、担当者の指示に従うこと。

6. 担当者

四国運輸局 総務部 会計課 調度係

電話番号：087-802-6717

【納入品目】	【出版社】	【数量】
船舶六法（2025年版）	株式会社成山堂書店	15冊
船員六法（2025年版）	株式会社成山堂書店	14冊
海運六法（2025年版）	株式会社成山堂書店	15冊

【内訳】

	船舶六法	船員六法	海運六法
①本局	5	4	5
②徳島	2	2	2
③愛媛	1	2	2
④今治	5	2	2
⑤宇和島	1	2	2
⑥高知	1	2	2
合計	15	14	15

【納入場所】

庁舎名・担当部署	住所
①四国運輸局本局 総務部会計課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館4階
②徳島運輸支局（本庁舎） 総務・企画観光部門	〒770-0941 徳島県徳島市万代町3丁目5-2 徳島第2地方合同庁舎
③愛媛運輸支局 総務・企画観光部門	〒791-1113 愛媛県松山市森松町1070番地
④今治海事事務所 監理・運航部門	〒794-0013 愛媛県今治市片原町1丁目3-2 今治港湾合同庁舎
⑤宇和島海事事務所	〒798-0003 愛媛県宇和島市住吉町3丁目1番3号 宇和島港湾合同庁舎
⑥高知運輸支局（本庁舎） 総務・企画観光部門	〒781-8010 高知県高知市棧橋通5丁目4-55 高知港湾合同庁舎